

青森県報

第三千九百五十一号

平成二十七年
一月三十日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定

右 同

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

右 同

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出

右 同

障害福祉サービス事業者の指定

公 告

建設業者の許可の取消し

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法による政治団体の解散の届出

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出

公 営 企 業

青森県立中央病院輸液ポンプ賃貸借契約に係る一般競争入札

(健康福祉課) 一

(同) 一

(同) 一

(同) 一

(同) 一

(同) 一

(同) 一

(障害福祉課) 三

(同) 三

告 示

青森県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	名 称	居宅介護事業所	
八戸市城下一丁目一五の二	通所介護	デイサービス 八戸中央	八戸市根城四丁目六の二四	平成二六・三・一
株式会社フラワーズ				

青森県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所所在地	介護予防事業の種類	名 称	介護予防事業所	

株式会社フラ ワーズ	八戸市城下一 丁目一五の二	介護予防 通所介護	デイサービス 八戸中央	八戸市根城四 丁目六の二四	平成 二六・二・一
---------------	------------------	--------------	----------------	------------------	--------------

青森県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護 事業の種 類	居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
宮川 聡文	八戸市東白山 一台三丁目三の 一	居宅療養 管理指導	あおもりデン タルケア	八戸市売市四 丁目五の一九	平成 二六・〇・三
北海道フェア マライズ株式 会社	札幌市中央区 北五条西二丁 目五JRタワー Iオフィスブ ラザさつぼろ 八階	"	ファーマライ ズ薬局五所川 原店	五所川原市字 柳町一五の一	二六・二・三〇

青森県告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者 名 称	主たる事務所の所在地	介護予防 事業の種 類	介護予防事業所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
宮川 聡文	八戸市東白山 一台三丁目三の 一	介護予防 居宅療養 管理指導	あおもりデン タルケア	八戸市売市四 丁目五の一九	平成 二六・〇・三
北海道フェア マライズ株式 会社	札幌市中央区 北五条西二丁 目五JRタワー Iオフィスブ ラザさつぼろ 八階	"	ファーマライ ズ薬局五所川 原店	五所川原市字 柳町一五の一	二六・二・三〇

青森県告示第五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護 事業の種 類	居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
宮川 聡文	八戸市東白山 一台三丁目三の 一	居宅療養 管理指導	あおもりデン タルケア	八戸市売市四 丁目五の一九	平成 二六・〇・三

青森県告示第五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

宮川 聡文	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 の 種 類	介 護 予 防 事 業 所	廃 止 年 月 日	
	名 称				名 称
一 八 戸 市 東 白 山 三 丁 目 三 の 一	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	あ お も り テ ン タ ル ケ ア	八 戸 市 売 市 四 丁 目 五 の 一 九	平 成 二 六 ・ 一 〇 ・ 三

青森県告示第五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社大裕	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	障 害 福 祉 サ ー ビ ス を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日	
	名 称				名 称
青 森 市 富 田 一 丁 目 一 七 の 六	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	就 労 継 続 支 援 A 型	チ ョ コ ・ ド ー ナ ツ 五 所 川 原	五 所 川 原 市 大 字 田 字 柳 沼 一 の 三	平 成 二 七 ・ 一 一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 昭寿会	株式会社あうら	株式会社あうら	有限会社大裕
上北郡おいらせ町浜道一三の三	青森市幸畑二丁目六の一〇	青森市幸畑二丁目六の一〇	青森市富田一丁目一七の六
生活介護	重度訪問介護	居宅介護	就労継続支援B型
わくわく（u）akwak（W）ak	ヘルパーズステーション長苗	ヘルパーズステーション長苗	チヨコ・ドーナツ五所川原
上北郡おいらせ町中野平五の七	八戸市大字長苗代字元木一三の一	八戸市大字長苗代字元木一三の一	五所川原市大字田字柳沼一の三
"	"	"	"

- 一 商号又は名称 株式会社大久保建設
- 二 代表者の氏名 大久保 順一
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字切谷内字大森四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一二〇六二号
- 五 取消年月日 平成二十七年一月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、とび・土工、管、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十一月二十七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散した

ことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
青森県を変えよう！大竹さんと進む私たちの会	品川 信良	古村 一雄	青森市浪岡福田二丁目一三の八	平成二六・三・三
成田隆後援会	松林 義光	西館 芳信	上北郡おいらせ町神明前一三九	二六・三・二四

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
みんなの党参議院青森県第1支部	主たる事務所の所在地	青森市新町二丁目一の一の二二	青森市西大野二丁目一の一の五	平成二六・三・三

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
森内のぼる後援会	代表者	八木沢 健一	柿崎 祐蔵	平成二六・三・九
森内勇外ヶ浜町後援会	代表者	鈴木 幸康	越田 忠治	二六・三・九
会 計 責 任 者	尾野 敏	畑井 貢		
きずなクラブ	政治団体の名称	きずなクラブ	六新会	二六・三・九
生活の党青森県総支部連合会	政治団体の区分	その他の政治団体の支部	政党の支部	二六・三・九
生活の党青森県参議院選挙区第1総支部	政治団体の区分	その他の政治団体の支部	政党の支部	二六・三・九
波多野里奈を支える会	主たる事務所の所在地	東京都港区港南三丁目九の三三三	青森市新町二丁目一の一の二二	二六・三・三
山内卓後援会	国会議員関係政治団体の区分	青森県議会議員（候補者等）	衆議院議員（候補者等）	二六・三・三
希山会	国会議員関係政治団体の区分	青森県議会議員（候補者等）	衆議院議員（候補者等）	二六・三・三
館岡精一後援会	代表者	成田 修逸	久米田 竹弘	二六・三・二四
谷川政人後援会	会計責任者	小枝 巨樹	小山内 昭彦	二六・三・二五

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
生活の党青森県第3区総支部	平成六・二・二四	平成六・三・三三
みんなの党参議院青森県第1支部	二六・二・二七	二六・三・三三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
間山いさお後援会政経懇話会	平成六・三・六	平成六・三・九
古川健治後援会	二六・三・三	二六・三・九
成田隆後援会	二六・三・二四	二六・三・二四

青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届 月 日 出
一戸兼一 議員) (弘前市議会)	一戸兼一政 経研究会	公職の種類	弘前市議会 議員	青森県議会 議員	平成 六・三・二六

公 営 企 業

青森県立中央病院輸液ポンプ賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年一月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における賃貸借料とし、その仕様等は、入札説明書のとおりとする。

輸液ポンプ 三五〇台

二 賃貸借期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の途中において当該契約を解除することができる。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品等の借入れの契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十七年三月三日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 管理課

電話 〇一七 七二六 八〇三七

4 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 管理課

電話 〇一七 七二六 八〇三七

2 入札書の提出期限

平成二十七年三月十三日 午後二時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

平成二十七年三月十三日 午後二時三十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は、各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者

であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち十二月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって各年度の契約金額とする。

5 入札手続きの停止等

平成二十七年青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手續について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Infusion pumps 350 Set
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

2:00 p. m. March 13, 2015

3 Contact point for the notice :

Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone : 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭